

## 第10回口頭弁論 報告集会 プログラム

参議院議員会館 B107 会議室

2019年4月12日(金) 13:00～17:30

- |   |             |        |            |
|---|-------------|--------|------------|
| 1 | あいさつ        | 代理人弁護士 | 寺 井 一 弘    |
| 2 | 第10回口頭弁論の報告 | 代理人弁護士 | 福 田 護      |
|   |             | 代理人弁護士 | 橋 本 佳 子    |
|   |             | 代理人弁護士 | 古川(こがわ) 健三 |

### ※これからの裁判

国賠訴訟裁判 第11回期日 7月25日(木)10:30【103号法廷】です。

※アピール活動を9:30から地裁前で行いますので、ご参集ください。

差止訴訟裁判 第11回期日 未定

### <経過>

10:00	裁判所前	広報
11:00	103号法廷	開廷
13:00～14:30	報告集会	
14:45～17:30	原告集会 ※第14回読書会	
	テキスト「平和憲法の破壊は許さない」	
	ゲスト 小西洋之参議院議員	

## 新安保法制法の現実的危険性

原告ら訴訟代理人 福田 護

日本はいま、大きな岐路にさしかかっていると思います。私たちは、司法もまた、その危険を正面から見据えていただきたいと思います。そこで、原告準備書面(15)に関し、新安保法制法の下で日本が武力の行使に至る現実的危険性について述べます。これらは、本件損害賠償請求における原告らの精神的苦痛の客観的な妥当根拠を示すものと位置づけられます。

### 1 新安保法制法による平和の防波堤の破壊

日本はこれまで、第二次世界大戦後も世界のどこかで絶えず戦争をし続けてきたアメリカの戦争に、反対したことがありません。しかしその戦争に、日本が当事者として参加したこともありませんでした。そして1人の国民も、また自衛隊員も、武力紛争の犠牲になることがありませんでした。

それは憲法9条が、他国のために戦争をすることを禁じ、海外で武力の行使をすることを禁じてきたからでした。「ショー・ザ・フラッグ」、「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」— アメリカから自衛隊派遣の強い要求を受けながら、湾岸戦争でも、アフガン戦争でも、またイラク戦争でも、日本は直接の戦争国になることをかろうじて回避してきました。憲法9条が戦争の防波堤になっていたのです。

ところがいま、新安保法制の下で、これらの最低限の安全弁が取り払われてしまいました。アメリカの戦争に自衛隊が参加や支援を求められた場合、日本がこれを断る法的根拠がなくなりました。そして自衛隊は、海外での武力の行使に直面する危険にさらされることとなります。

現に、新安保法制法の適用が始まっているいま、日本はアメリカと一体となって他国との軍事的対立関係に入り、あるいは自衛隊員が戦闘行為の危険にさらされる事態が生じています。そして昨年12月に閣議決定された新防衛大綱は、自衛隊がそのような事態にも対応できるよう、その編成や装備に極めて攻撃的な性格を取り込み、日本が再度軍事国家へと向かう危険な道を指し示しています。

### 2 武器等防護の実施とその危険性

新安保法制法の適用が始まったケースの一つとして、改正自衛隊法95条の2に基づく米軍等の武器等防護があります。

これは、いわゆるグレーゾーンにおいて米軍等を防護するための自衛官の武器使用が引き金となって、そのまま他国との戦闘に突入してしまいかねない危険性の高いものですが、2017年5月に最初の発動がなされました。米朝関係が極度に緊張する状況のもとで、横須賀基地のヘリ空母「いずも」ほか1隻に対し、防衛大臣が米軍補給艦の警護を命じたものですが、この補給艦は北朝鮮に圧力を加えるために日本海に展開していたカールビンソン空母艦隊への補給に向かうとみられるものでした。これは北朝鮮にとって、日本がアメリカと一緒にあって、軍事的な対立当事者として立ち現れたことを意味します。現に北朝鮮はこのとき、「日本が真っ先に放射能の雲で覆われる」等と警告しています。

また、政府は本年2月27日、2018年1年間に武器等防護を16件実施したと発表しましたが、2017年が2件であったのに比べて大幅に増加しています。しかし、「警護の実施中に特異な事象が発生した場合」に公表するとしているだけの運用指針の下で、具体的内容の公表はされません。米軍に侵害行為が生じる危険があるからこそ警護が発令されるのに、国民には何も知らされず、「特異な事象」が発生して知らされたときには、既に日本は武力衝突や戦争に突入していることにもなりかねないのです。余りにも危険だと言わなければなりません。

### 3 PKO参加5原則の破綻と駆け付け警護、宿営地共同防護の危険性

次に、改正PKO協力法の駆け付け警護や宿営地共同防護の規定が、南スーダンにおいて適用されました。しかし、南スーダンの現地は、停戦合意の存在などほど遠い戦闘状態があり、そのことは国連等の各種国際機関の報告からも明らかでした。本来、憲法上の要請であるPKO参加5原則からして、自衛隊は直ちに撤収しなければならなかったのです。

特に2016年7月には首都ジュバにおいて、大統領派(政府軍)と元副大統領派(反政府軍)との対立抗争が激化し、攻撃ヘリや戦車まで出動する戦闘が繰り広げられ、300人以上が死亡する事態になっていました。自衛隊宿営地の隣にあるビルに対する銃撃戦が自衛隊員の頭越しに行われ、戦闘下で遺書をしたためた自衛官もありました。

戦闘と混乱の下、自衛隊と他国の部隊との共同宿営地には避難民が押し寄せ、これを受け入れた宿営地を南スーダン政府軍が攻撃し始め、PKO他国部隊との撃ち合いに発展しました。改正PKO協力法には、共同宿営地防護のための武器使用を認める規定が新設されたので、事態の推移によっては、現地の自衛隊がこの政府軍との戦闘に武器を使用して参加することにもなりかねなかったのです。

こういった状態であったにもかかわらず、またこのような実態を報告した現地からの日報等の存在が国民に秘匿されたまま、政府は同年1月15日、第11次隊に駆け付け警護の新任務を付与して現地に派遣したのです。実に危険な判断だったと言わなければなりません。その日報等が明るみに出されるなかで、結局南スーダンPKO部隊は撤収されましたが、駆け付け警護等がもし実施に移されていたなら、現実に自衛隊員が銃撃戦等に巻き込まれ、自他に犠牲者が出ていた可能性は否定できません。

ところで、南スーダンPKOは撤収されたものの、政府は去る4月2日、改正PKO協力法で新たに認められた、国連が統括しない有志連合による「国際連携平和安全活動」として、シナイ半島の多国籍監視軍(MFO)に司令部要員自衛官2名を派遣することを閣議決定しました。今後自衛隊の部隊の派遣へと発展する可能性もあります。シナイ半島は「アラブの春」以降治安が悪化し、ISに関係する勢力がエジプト軍や治安部隊等への攻撃を繰り返してきており、危険性の高い地域だとみられます。南スーダンPKOの検証も反省もないまま、再び自衛官が危険な状態に置かれることになりかねません。

#### 4 新防衛大綱と自衛隊の軍隊化への道

政府は、昨年12月18日、防衛計画の大綱を改定しました。

この新防衛大綱は、旧防衛大綱策定時にはまだなかった新安保法制法を実施し推進するためのものと位置づけられますが、我が国を取り巻く安全保障環境はこれまで直面したことの無いほど厳しいものだとし、防衛力の強化が「従来とは抜本的に異なる速度で行われなければならない」と強調しています。そして自衛隊の装備等に新たな、しかも非常に攻撃的な性格の強いものを導入しようとしています。それは明らかに新安保法制法に対応して、従来の「専守防衛」の域を逸脱し、日本が日本の領域を超えて、アメリカ等とともに武力の行使をすることができる体制を整えようとするものです。

例えば、「スタンド・オフ防衛能力」というのは、脅威圏外から敵基地を攻撃できる長距離巡航ミサイルの導入にほかなりません。敵のレーダーをかいくぐるステルス性を装備したF35の導入は、従来の42機の計画を一挙に拡大して合計147機とすることが閣議決定され、これらの戦闘機にスタンドオフ・ミサイルを搭載することが予定されています。そのほか、本体の取得費だけでも2400億円を超えるイージス・アショア2基の導入や、水陸機動団編成とオスプレイ17機の導入などもあります。

そして新防衛大綱は、とうとう日本が攻撃型空母を保有することに道を開きました。ヘリ空母としての機能と形状を有する日本最大の「いずも」級護衛艦に、短距離離陸・垂直着陸可能な戦闘機F35Bを搭載可能とされたのです。

これらの編成や装備の強化は、特に中国の動向を中心に据えたものとなっています。そして新防衛大綱においては、日米同盟の強化と共同計画・共同訓練・共同運用が強調されていますが、ここからは日米が一体となって中国に対抗する軍事同盟としての性格が浮かび上がってきます。それはまさに、アメリカと一緒に戦うための自衛隊像なのです。

#### 5 原告らの訴えの客観的現実性

本件原告らは、異口同音に、新安保法制法の制定によって、再び日本が戦争に参加し又は巻き込まれ、またテロの対象になることの危険や脅威を感じ、不安を抱き、それぞれの経験や社会的立場に応じた具体的内容を訴えています。それは、原告らが新安保法制法制定時から肌で感じとっていたものであり、それはその後の法適用の過程等によって、客観的かつ現実的なものとして裏付けられてきているのです。

この国が再び軍事国家への道を歩み始めている。このことは、決して絵空事ではありません。

#### 原告らの被害について

##### 原告ら訴訟代理人 橋本佳子

これまでの裁判では、原告本人尋問及びその陳述書、その他戦争被害者、基地や原発周辺の住民等のいくつかのジャンルに該当する原告の陳述書を中心に提出し、原告らの具体的被害を明かにしてまいりました。

今回、500通を超える原告の陳述書を提出致しました。これらの陳述書によって、新安保法制法の成立、施行によって、原告らがどれだけの危険や不安、恐怖、そして怒り、憤りなど具体的被害を受けているかが浮き彫りになりますので、簡単に説明致します。

##### 1 はじめに何人かの原告の陳述書を紹介します。

「母が千人針を作っていたのに、叔父はカラコロと小石になって帰ってきた。戦後副読本「新しい憲法のはなし」を学び、二度と戦争のない国と信じていたのに、まさか原爆を投下したアメリカと一緒に戦争をする国になるという現実には心の安まる日はない。」

「安保法制の強行採決以降、この国は戦争の道をとっている。戦争は善良な人間を狂わせてしまいます。ボーリング場で祖父が「これは人間の頭よりも重いぞ」と言った言葉がいつまでも心に残っている。戦時中中国に行っていた祖父は日本軍として蛮行に加っていたと思われる。安保法制による危険、被害は自分の過去や生活全体と結びついている。」

「複数の企業で国際法務の仕事をしている。自宅は横須賀基地に近いので、安保法制により自衛隊はこれまでより明確に米軍との共同行動や米軍への支援活動を地理的限定もなく行うことになったので、攻撃対象となり、横須賀は第7艦隊の母港で通常兵器や核兵器により攻撃される。」

##### 2 多数の陳述書に通底し、浮かびあがってくる原告らの被害

###### (1) 戦争の地獄の苦しみ

多くの戦争体験者が命からがら逃げ、命をつなぐことができた体験と戦後の極貧の苦しみを訴えています。戦争の悲惨さと不条理が、戦地での地獄を経験した戦闘経験者、戦火を逃げ命の危険にさらされた戦争被害者は当然、戦後生まれの者も親から子、子から孫へと確実に語り継がれていることが明かとなります。

多くの原告が、祖父母や両親から悲惨極まる戦争のはなしと「戦争だけは絶対にしてはならない」と繰り返され、自分の血肉となっているのです。

###### (2) 平和、憲法9条への思い

あの悲惨を極めた戦争を経験して、またはその話しを聞き、原告らは戦後を平和に暮らせることがどんなに幸せかを噛みしめて生きてきたのです。日常生活を安心して過ごせることの喜びが何よりも代えがたいものであること、これが自分の平和のうちに生きる権利であり、自分の人格と一体となっていることを訴えています。それを支えているのが憲法であり、9条であるという確信に打ち満ちています。

「平和憲法が、9条があるのだから戦争になることはない」と信じて生きてきた」この言葉が陳述書に最も

多く出てくる言葉です。「平和憲法は自分の行き方の指針であり、憲法が踏みにじられたことは生き方を全否定された精神的苦しみである」「世界に対して平和憲法を持つことは自分の誇り」ともいいます。そして多くの原告には、この平和憲法はあのアジアを含めたすべての戦争犠牲者の遺言であり、自分達が守らなければならない思いがあります。

### (3) 安保法制の制定による被害

安保法制によって受ける被害としては、戦争をする国になってしまったことへの不安、恐怖をそれぞれの考え、立場から、具体的に語られています。

「祖母から戦争の悲惨さ恐ろしさを聞かされて育った。営々として守られてきた9条を亡き者にされた。安保法制により、「戦前」と呼ばれる時代に入ってしまった。」「戦争体験者は戦争の地獄の苦しみを思い出すだけで身が震える」「祖父が獄死した家族は、再び歯ざりするような不条理の影が忍びよるに不安に駆られる」などと訴えています。

重要なことは、原告らの戦争の不安・恐怖というものが単に抽象的で漠然としたものではないということです。「平和の願いを踏みにじるものであり胸が張り裂ける思い」「平和な憲法とともに生きてきた人生のそのものを否定された」という思いとともに、それぞれ、自分の経験や立ち位置で、以下のとおり具体的にその理由を述べています。

「今後日本はアメリカに追従する国と見なされ、テロに巻き込まれる危険」「朝鮮半島で戦争になればアメリカの基地が集中する日本は確実に戦場になってしまう」「安保法制後戦争参加の体制を整えつつある。平和の保障はもうなくなり、休まることのない不安を背負った生活になってしまった」「自衛隊と米軍との一体化が進み、その報復としてテロの恐怖が高まっている」「安保法制以降、北朝鮮や中国の脅威をあおり、自衛隊の装備を拡大して米軍一体化が強まりテロの恐怖がつのる」「侵略戦争を行うアメリカに追従することで、日本へのテロの不安・恐怖観念に苛まれている。それが、憲法改正手続きの国民投票の手続きを経ずに行われたことで怒りがより強くなる」「基地の近くに住んでおり自衛隊基地が狙われれば大勢の市民が被害を受ける」「安保法制後の米艦防護の動きとともに言論統制の動きも恐れる」「秘密保護法、安保法制、共謀罪法と戦前の日本に戻りつつある」「特に原発を幾つも持つ日本は爆弾を落とされたら国は壊滅することから1日として平安な日はない」「副総理が『憲法改正はナチスのやり方を見習ったらどうか』と言ったことが安保法制後同様に進行しているように思う。一気に物を言えない治安維持法の時代になってしまう恐ろしさ。」「死ぬ時は一緒に命からがらソ連から逃げてきたのに副総理がナチスのやり方をまねせよなど戦争が準備されていく恐怖」などです。

### (4) 教員の精神的苦痛

教員の陳述書が多数あります。戦前の教育の反省から「教え子を再び戦場に送らない」のスローガンを受け継いできたが、安保法制により教え子たちが戦場に行く現実が目の前に迫っている、卒業生やその子どもたちに平和な世界を繋げない苦しさ、とりわけ、「自衛隊員が外国で人を殺し、殺されるようなことになれば子どもたちに顔向けできないと苦しんでいる」という陳述は共通しております。

### (5) 子や孫が戦争に巻き込まれることへの不安

多くの陳述書に現れているのが、子や孫の世代が戦争に巻き込まれることへの心配と苦しみについて書いています。あの戦争を経て平和憲法の下、自分達が現在までは平和に過ごしてきたのに、平和憲法が踏みにじられ、自分の子や孫が戦争に巻き込まれることへの確率が高いと感じている。とりわけ、自衛隊の現状から貧困層の経済的徴兵制が進むのではないかと、さらには本格的徴兵制への危険を感じ、子や孫の未来への不安がつのる。当然、これも救済されなければならない被害です。

### (6) 民主主義違反と憲法改正決定権の侵害

多くの怒りが集中しているのが、安保法制の国会での強行採決に対する怒り・憤りです。内容とともに、その成立過程も自分たちの主権を蔑ろにされたことへの憤りは、多くの原告が国会前やテレビで固唾を飲んで見守る前で文字通り暴力的な強行採決がなされたのであり、当然であります。

「集团的自衛権の閣議決定には涙し、安保法制の強行採決には怒りで震えた」

「9条を持つ誇りが失われ、安保法制の強行採決の時には3日間の断食をした」と訴えております。

次に、憲法に定められた憲法改正の手続き、国民投票もなしに違憲の安保法制が制定されてしまったことに対する怒りについても多くの原告が訴えています。「安保法制は憲法を改正しなければできない法律なのに一票を投ずる機会を奪われたままである」「国民の主権がないがしろにされて戦争に向かう法律が通ってしまった」「特定秘密保護法、安保法制が作られる過程は歯ざりするほどの怒りと、戦争体験が呼び戻され苦しい毎日を送っている」

憲法改正手続きの国民投票も行われず違憲の安保法制の強行採決は原告らの主権を根底から侵害するものであり、原告らの不安、憤り、絶望感、紛れもなくその侵害による精神的苦痛です。

### 3 原告の受けた精神的苦痛の大きさ

「戦前の悲惨さを知り、9条があるから戦争はないという安心であった生活が戦争をする国になる恐ろしさに身が震え、精神安定剤を飲むようになってしまった」「9条によって戦争はもうないと信じていたのに、安保法制は戦争に向けた危険なボーダーラインを超えて、精神的ストレスは極致に達している。」という陳述書、これは原告すべてに共通する精神的苦痛です。

そして何人かの原告は、すべての戦争犠牲者とその家族に「また戦争する国になったんだよ」と言えるはずがない」と訴えています。

裁判所はこれら原告の1人1人の訴えに真摯に向き合い、救済していただきたい。